

## 平成 27 年 9 月 17 日安保法特別委員会会議録に係る先例上等の問題点

- 速記不能の箇所を会議録に補足掲載した例の総件数  
参議院：26 件、衆議院：6 件
- 補足掲載した最近の例  
参議院：平成 27 年 9 月 17 日平和安全特委  
衆議院：昭和 44 年 7 月 24 日文教委
- 「速記を開始」したことを補足掲載した例  
平成 27 年 9 月 17 日平和安全特委一例のみ
- 「附帯決議を行った」ことを補足掲載した例  
平成 27 年 9 月 17 日平和安全特委一例のみ
- 附帯決議の提出者や提出会派が分からない例  
平成 27 年 9 月 17 日平和安全特委一例のみ
- 附帯決議の内容が会議録上分からない例  
平成 27 年 9 月 17 日平和安全特委一例のみ
- 委員会会議録で附帯決議の内容が分からない場合、どこで読めるのか  
附帯決議を行った場合、委員長が議長に提出する審査報告書に添付されるため、9 月 19 日の参議院会議録末尾に（参照）掲載（40 頁中 30 頁に記載）
- 国会会議録検索システムで平成 27 年 9 月 17 日の附帯決議が検索できるか否か  
不可能
- 上記特委の附帯決議が、なぜ国会会議録検索システムで検索対象にならないのか  
記録された発言内容として当該委員会会議録に含まれていないため
- 速記不能の箇所があっても、会議録に補足掲載しなかった例の総件数  
「聴取不能」記載の会議録対象とし、24 件

- 会議録に掲載される「議場騒然」と「聴取不能」の意味
  - 議場騒然：議場が騒然としたため正規の発言を聴取することが困難な状況
  - 聴取不能：会議における発言が聴取できない状況
  - 議場騒然、聴取不能：すべての発言が聴取不能の場合、組み合わせて記載
  
- 地方公聴会のための委員派遣を行った場合において、派遣委員の報告が行われないうまま、議案の採決が行われた例
  - 平成 27 年 9 月 17 日平和安全特委一例のみ
  - ※衆議院同特別委では、派遣委員報告もその後の質疑も行われた
  
- 内閣提出議案に対する附帯決議に対し国務大臣が所信を述べなかった例
  - 現在の先例運用になった昭和 43 年以降、2 件（昨年 9 月 17 日を除く）

[参考] 平成 27 年 9 月 17 日

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録（抜粋）

○理事（佐藤正久君）

起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。鴻池委員長の復席を認めます。速記を止めてください。

[速記中止]

[理事佐藤正久君退席、委員長着席]

○委員長（鴻池祥肇君）

……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）

[委員長退席]

午後四時三十六分

---

本日の本委員会における委員長（鴻池祥肇君）復席の後の議事経過は、次のとおりである。

速記を開始し、

（以下中略）右九案を議題とし、

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第七三号）

右両案の質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。

なお、両案について附帯決議を行った。

---